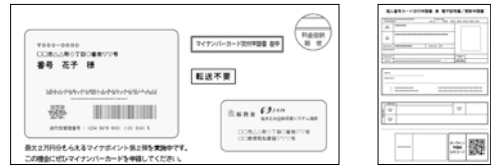


役場からの便り

QRコード付交付申請書が順次郵送されます

問 住民生活課 ☎ 53・2112

マイナンバーカードをまだお持ちでない方を対象に、7月下旬から9月上旬にかけてQRコード付き交付申請書（右封筒）が地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より順次送付されます。お手元に届きましたら内容をご確認の上、お早めに申請をお願いします。



《マイナンバーカード申請サポート継続中です》

住民生活課窓口にて、マイナンバーカード申請サポートをしております。担当職員がオンライン申請のサポートをいたします。

◆対応内容

- ・マイナンバーカード申請サポート
- ・写真撮影

◆持参いただくもの

- ・本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）
- ・上記QRコード付申請書（お持ちの方）

※平日の来庁が困難な方は、9月4日（日）にマイナンバーカード申請・交付窓口を開設しております。来庁の際は事前にご連絡ください。

《マイナンバーカードでできること》

<p>本人確認書類として使える！ マイナンバーと本人確認書類が同時に必要となる、こたげでOK！他にもマイナンバーの本人確認書類など幅広く使えます！</p>	<p>コンビニで各種証明書を取得できる！ 世帯主や住民票の届出に行かないときも、コンビニで住民票の写しなどの公的な証明書を発行できます。</p>
<p>健康保険証としても使える！ 本人が印鑑すれば、全国どこにいても、医療機関や薬局で通名の健康保険証や特定健診票などを確認できます。</p>	<p>給付金の受け取りがスマートに！ 公金受取口座を登録することで、年金や児童手当など、今後申請をするときに、口座振替の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります。</p>
<p>オンラインで行政手続きができる！ 課税申告（e-Tax）をはじめ、子育てなどに際する手続もオンライン申請で便利です。</p>	<p>新型コロナウイルス接種証明書がスマートフォンアプリで発行できる！ 日本接種と海外接種の接種履歴をスマートフォンアプリで取得でき、アプリを起動すればいつでも表示できます。アプリに接続しているスマートフォンが必須です。海外接種履歴は本人確認書類の写しを提出する必要があります。</p>
<p>便利な「マイナポータル」が使える！ ご自身の情報の確認やオンライン申請ができる自分専用サイト「マイナポータル」が使えるようになります。</p>	<p>民間のサービスにも拡大中！ 各種オンライン決済サービスにおける口座登録、オンラインでの住宅ローン契約、証券口座開設などさまざまなサービスが、マイナポータルを通じて利用できるようになります。</p>

《マイナンバーカード出張申請サポートの予定はこちら》

勤務先や地域の団体等の方で希望があれば、村職員が職場等に出向いてマイナンバーカードの申請を受け付けます。カードは後日、簡易書留又は本人限定郵便にてご自宅に郵送する予定です。9月の予定は以下の通りです。

◆実施場所：イオン白河西郷店（2F）

◆日 時：9月23日（金）10：00～18：00
9月24日（土）10：00～18：00

◆持参いただくもの：本人確認書類（運転免許証など）、通知カード又はQRコード付き交付申請書

上記日程以外の出張も随時受け付けております。※希望多数の場合は受付順にて対応いたします。詳細は住民生活課までお問い合わせください。

《マイナポイント第2弾について》

① マイナンバーカードの取得及び20,000円までのチャージ又はお買い物をされた方 → 5,000円相当のポイント

※マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます。
ポイントの申込・付与期間：令和4年1月1日～

② マイナンバーカードの健康保険証としての利用申請を行った方 → 7,500円相当のポイント

※既に利用申請を行った方も対象です。
ポイントの申込・付与期間：令和4年6月30日～令和5年2月末まで

③ 公金受取口座の登録を行った方 → 7,500円相当のポイント

ポイントの申込・付与期間：令和4年6月30日～令和5年2月末まで
登録希望の方は口座情報が記載されたキャッシュカードや通帳をお持ちください。



上記①～③は、令和4年9月までにマイナンバーカードを申請した方が対象です。健康保険証、公金受取口座の利用登録とポイントの申込は別途必要です。

ポイント申込のサポートもしておりますので、マイナンバーカードをお持ちいただき、暗証番号、各種キャッシュレス決済サービスのログイン情報をご確認のうえ住民生活課窓口までお越しください。サポートには予約が必要です。予約・お問い合わせは住民生活課までお電話ください。

増改築・リフォームなど
住まいのことならお気軽にご相談ください

株式会社
河島工務店

リフォーム工事 リノベーション工事 外構工事 古民家再生工事

〒969-0102 福島県西白河郡泉崎村大字関和久字十郎兵衛44
TEL.0248-53-3328 FAX.0248-53-4212
<http://design-nasu-shirakawa.co.jp/>

印刷のことなら…

有限会社 **タサキ印刷**

〒969-0102 泉崎村大字関和久字上野館203

☎ 0248-54-1500 FAX 0248-53-2030

令和5年度泉崎村職員【一般行政(社会人経験者)・保健師・幼稚園教諭】採用候補者試験について

☎総務課 ☎53・2111

泉崎村職員【一般行政(社会人経験者)・保健師・幼稚園教諭】採用候補者試験を次により行います。

◆試験職種、受験資格

職種(募集人員)	受験資格
一般行政 社会人経験者 (若干名)	・昭和58年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者(学歴不問) ただし、令和4年9月1日現在において民間企業等における職務経験を5年以上有している者 (注1) 民間企業等における職務経験には、会社員、公務員、団体職員、自営業者、パートタイマー等として、週30時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間が該当。 (注2) 職務経験が複数ある場合は通算可。ただし、同一期間内に複数の職務に従事していた場合は、いずれか1つの職歴に限る。
保健師 (若干名)	・昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者(学歴不問) ただし、保健師免許を有する者又は令和5年3月までに取得見込みの者
幼稚園教諭 (若干名)	・昭和62年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者(学歴不問) ただし、幼稚園教諭免許を有する者又は令和5年3月までに取得見込みの者

※地方自治の観点から、行政職は村内に居住することを要件とします。なお、保健師及び幼稚園教諭は、居住要件等はありません。また、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることができなくなるまでの者
- (3) 本村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◆試験方法

【1次試験】

①**教養試験等**【一般行政(社会人経験者)：社会人基礎試験】、【保健師・幼稚園教諭：高校卒業以上程度】

○**一般行政(社会人経験者)**：社会人基礎試験は、次により行います。

◇**職務基礎力試験**(90分) 公務に必要な基礎的な知的能力について、四肢択一式による筆記試験を実施

・出題分野及び出題数：社会的関心と理解25問、言語的な能力25問、理論的な思考力25問 計75問

◇**職務適応性検査**(20分) 社会人の職務、職場の適応性(職場への対応、人間関係等)の観点等 計150項目

○**保健師・幼稚園教諭**(120分)：職員として必要な一般知識及び知能について、四肢択一式による筆記試験を実施

・出題分野及び出題数：知識分野20問、知能分野20問。※「古文」、「哲学・文学・芸術等」、「国語」の出題はありません。

②**専門試験**(保健師、幼稚園教諭のみ)(90分)

試験職種(保健師、幼稚園教諭)の職員として必要な専門知識及び能力について、択一式による筆記試験を実施

③**事務適性検査**(10分)及び**職場適応性検査**(20分)を実施

【2次試験】1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接及び作文による試験を行います。

◆資格調査

1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、試験申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

◆試験期日、試験会場

【1次試験】試験期日：令和4年12月4日(日)9:00受付開始

試験会場：泉崎村役場(泉崎村大字泉崎字八丸145番地)

【2次試験】1次試験合格者に別途通知します。

◆受験手続

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、役場総務課で交付します。

郵便により申込書を請求する場合は、封筒の表に赤で「職員採用試験申込用紙請求」と書いて、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角型2号)を必ず同封してください。

(2) 申込の方法

①申込用紙に必要な事項を記入して、役場総務課に提出してください。

申込書を郵送する場合は、140円切手を貼った自分宛の封筒を同封し、その表に赤で「職員採用試験申込」と書いて、必ず簡易書留にて送付ください。

②受験票を受領したときは、最近6ヶ月以内に撮影した本人の写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm)1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。(受験票がない場合、又は受験票に写真の貼っていない場合は、受験できません。)

(3) 受付期間

令和4年9月12日(月)～9月30日(金)まで(8:30～17:00)

郵便による申込書提出の場合は、9月28日(水)までの消印有効

(4) この試験に関して不明な点は、泉崎村役場：総務課(TEL0248-53-2111)にお問い合わせください。

後期高齢者医療に加入されている方へお知らせ

☎ 住民生活課 ☎ 53・2112

令和4年10月1日から、一定以上の所得がある方は医療費の窓口負担割合が変わります。

◆課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合、合計320万円以上の方は窓口負担割合が2割となります。

※現役並み所得者の方は10月1日以降も引き続き3割です。

※窓口負担割合が2割となる方は、全国の後期高齢者医療の被保険者全体のうち20%の方です。

◆ご自身の窓口負担割合が2割となるかについては、令和4年9月頃に後期高齢者医療広域連合または市区町村から、令和4年10月以降の負担割合が記載された保険者証を交付しますので、そちらをご確認ください。

《窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります》

◆令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます。(入院の医療費は対象外です)

◆同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱いとなり、そうでない場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻します。

◆配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日、自動的に払い戻します。

◆配慮措置が適用される場合の計算方法

例：1か月の外来医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき①	5,000円
窓口負担割合2割のとき②	10,000円
負担増③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限④	3,000円
払い戻し等 (③-④)	2,000円

配慮措置

1か月5,000円の負担額を3,000円までに抑えます。

医療機関や薬局などで被保険者証を提示するときは「有効期限」を必ず確認しましょう。

お問い合わせ先

厚生労働省コールセンター

☎ 0120-002-719

都道府県の「後期高齢者医療広域連合」

☎ 024-528-9025

市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」

☎ 0248-53-2112

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/newpage_21060.html



厚生労働省ホームページ

泉崎村の成人式

☎ 中央公民館 ☎ 53・2258

令和5年泉崎村成人式は、令和5年1月8日(日)午前11時から泉崎村農村環境改善センター(泉崎村中央公民館)で開催します。泉崎村に住所を有する平成14年4月2日から平成15年4月1日生まれの方が対象です。また、平成30年3月に泉崎中学校を卒業した村外在住の方も対象となります。企業などに実習生として外国人登録をしている方は対象になりません。該当者には、10月上旬に通知をしますので、楽しみにお待ちください。既に実行委員会を組織し、活動を開始しております。

令和4年4月1日に民法改正により、成人年齢が20歳から18歳に変わりました。しかし、泉崎村においては、今年以降も20歳の方を対象として「20歳の成人式(仮称)」として式典を開催することにしました。

主な理由としては、18歳(高校3年生)は、多くの方が大学受験や就職活動などの大切な時期と重なり、本人や保護者の負担が大きくなるのが懸念されるためです。20歳未満の新成人となられた方にはご理解いただきたくお願い申し上げます。

なお、成人式の詳細については、中央公民館(☎53-2258)までお問い合わせください。

水道メーターの検針にご協力ください

問建設水道課 ☎53・2114

泉崎村ではお客様が使用した水量を量り、水道料金を算出するため、奇数月に検針員が水道メーターの検針にお伺いしています。メーター検針の支障にならないよう、下記につきましてご協力をお願いします。

◆メーターボックスの上には車、物等を置かないようにしてください。

ボックスのふたを開けられず、検針ができない場合があります。



◆飼い犬は水道メーターから離れたところにつないでください。

検針員がメーターに近づくことができずに、検針ができない場合があります。



メーターボックスの上に物が置かれていたり、飼い犬が放し飼いになっていたりすると検針が行えず、泉崎村水道事業給水条例に基づき認定水量となり、本来の水量以上の料金がかかってしまう場合がありますので、ご協力をお願いします。

樹木や生垣等の適切な管理について

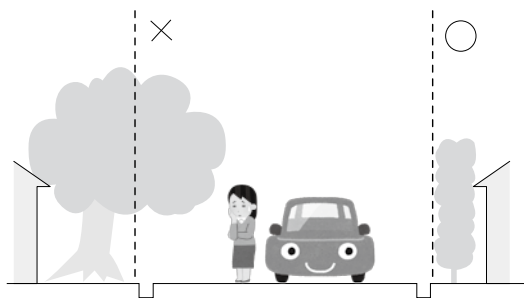
問建設水道課 ☎53・2114

樹木や生垣等の伐採・剪定をして適切な管理をお願いします。

車道に樹木や生垣等が張り出していると通行に支障となるだけでなく、《交通障害》を引き起こす場合があります。

樹木や生垣等が道路にはみ出していることが原因で事故等が発生した場合、所有者の方が《損害賠償責任》を問われることがあります。（民法第717条・道路法第43条）

道路での事故防止のためにも、樹木や生垣等の所有者の皆様には伐採・剪定等の適切な管理をしていただくようお願いいたします。（民法第233条）



左側の樹木は道路に干渉し、歩行者、車両等の交通を妨げる可能性があります。このことが原因で事故が起きた場合、樹木の所有者の方が責任を問われる場合があります。

交通を妨げ、事故の原因をつくらないためにも、右側の樹木のように伐採・剪定等を行うようお願いします。



住まいのリフォームのことなら何でもおまかせ!

あっとリフォーム

白河SR

〒961-0051
福島県白河市
大鹿島前21-1

ご相談 お見積 **無料!**
まずはお気軽にお電話ください。

0248-21-8452

FAX.0248-21-8087

<http://atreform.com/>

あっとリフォーム

検索

受付時間/10:00~17:00 定休日/水曜・第1第3日曜・祝日